

# 春日部市市制施行 20 周年記念キャッチコピー使用上の注意事項

## キャッチコピー

### かすかべ、あなたの好きが続くまち

#### ○コンセプト

今回のテーマである”「春日部に住んで良かった、住み続けたい」と思えるまちを目指す”をイメージしたときに、春日部を好きになることが大切だと考えました。

春日部には、有名なものや誇れることがたくさんあり、そういったものを色々な人に好きになってほしい、また、その好きがずっと続いてほしい、という思いを込めました。

#### 使用にあたって

- 広く皆様に使用していただきたいと考えていることから、使用にあたって申請は不要です。また、使用料は無料です。
- 使用期間は令和 8 年 3 月までです。使用期間終了後は、事業の実施報告等に使用する場合を除き、速やかに使用を終了してください。
- キャッチコピーとともに「春日部市市制施行 20 周年記念キャッチコピー」の文言を一体として表示をしてください。

#### 表示例

①	春日部市市制施行 20 周年記念キャッチコピー <b>かすかべ、あなたの好きが続くまち</b>
②	<b>かすかべ、あなたの好きが続くまち</b> 春日部市市制施行 20 周年記念キャッチコピー

- フォント及びサイズの指定はございません。
- キャッチコピーの表現を変更して使用することはできません。  
(平仮名を漢字に変更する、キャッチコピーの文言の順番を変える、句読点の省略 等)

#### 遵守事項

- 以下に該当する若しくは該当する可能性がある場合は、キャッチコピーをご使用いただけません。
  - ・法令や公序良俗に反する
  - ・市の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある
  - ・市の事業、市が認めた関連事業を進めるうえで支障となる
  - ・青少年の健全育成にとって有害である
  - ・政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある
  - ・自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しておそれがある

## 春日部市市制施行 20 周年記念キャッチコピー使用上の注意事項

- ・その他、キャッチコピーの本来の使用目的に鑑みて不相当である
- 記念キャッチコピーを使用した物品やサービス等の商標登録はできません。

### 注意事項

- 本キャッチコピーに関する権利は、春日部市に帰属します。
- 本キャッチコピーは使用者が実施する事業の品質を保証するものではありません。
- 市は、使用者が遵守事項に違反してキャッチコピーを使用していると認めた場合、使用の差し止めその他の必要な指示等を行います。
- 市は、キャッチコピーの使用によって使用者に生じる問題・トラブル・損失の補填などについて、一切の責任を負いません。
- 市は、使用者がキャッチコピーの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失及び発生した事故又は苦情等について、一切の責任を負いません。使用者の責任で必要な措置を行ってください。

### お問い合わせ先

春日部市 総合政策部 政策企画課 政策企画担当

〒344-8577 春日部市中央七丁目 2 番地 1

[TEL:048-736-1118](tel:048-736-1118) (直通)

FAX:048-734-3846

MAIL:[seisaku@city.kasukabe.lg.jp](mailto:seisaku@city.kasukabe.lg.jp)